

ZEH条件付売却(公募)
町有地 安平町早来大町(早来学園前)

北海道 安平町
Hayakita Ohmachi

義務教育学校「早来学園」

安平町立早来学園は、1年生から9年生までがともに学ぶ義務教育学校として、令和5年4月に開校しました。安平町が目指すのは「子どもにやさしいまちづくり」です。大人たちだけでなく、児童・生徒とともに意見を出し合い、みんなが学べる場所づくりを目指してきました。



<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/gakuen>

はやきた子ども園

質の高さと先進的な取り組みで日本中から注目を集める幼保連携型認定こども園。この施設の中には、子ども園・放課後児童クラブ・児童館・子育て支援センター・一時預かり事業所の5つの機能が集約されています。手作りの園庭には、子どもたちの好奇心を刺激する仕掛けが多く施され、子どもたちは雄大な自然をフィールドに本物に触れ、興味・関心を広げます。



<https://hayakita-kodomoen.jp/>



安平町は子育て世代を応援します！



あるとうれしい助成制度

【物件番号①～⑤】ZEH+住宅を建設することが条件です。

安平町の独自支援

- ZEH+住宅等建設奨励助成金 **60万円**
- 住宅建設奨励助成金 **10万円～30万円分のポイント**
(住宅建設奨励助成金・転入奨励助成金・子育て助成金)

国の支援メニュー

- ZEHに係る国の助成金メニューがございます。

その他の支援制度

- ◇ 結婚お祝い/出生お祝い(出生児1人につき) **5万円**相当の品
- ◇ 保育料の負担を軽減
◇ 2人目のお子さんは **半額** ◇ 3人目のお子さんは **無料**
- ◇ 医療費の負担を軽減 ◇ 0歳から18歳までの医療費が **無料**

利便施設

- 安平町役場総合庁舎 ……約1km
- 早来学園 ……約200m
- 早来駅 ……約1.7km
- 渡邊医院 ……約1km
- はやきた子ども園 ……約200m
- 郵便局 ……約700m

公募抽選 申込期間

申込者の資格

(1)資格要件

- 物件番号①～⑤ ZEH+の住宅を建設すること
町より所有権移転後3年以内に住宅を完成させ、入居し安平町に5年以上定住すること(住民登録を行うこと)。
安平町に定住を希望し、自己の住宅を建設される個人の方。
 - 物件番号⑥ ZEH+Mの住棟を建設すること
民間賃貸共同住宅(民間アパート等)の建設用地として使用すること。
建設する民間賃貸共同住宅については、専ら自己若しくは自己の親族又は特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものではないこと。
町より所有権移転後3年以内に民間賃貸共同住宅を完成させるとともに、所有権移転後5年間はいかなる事由によっても物件を他に転売並びにその他による所有権の移転(相続を除く)及び転貸しないこと。
- 【物件番号①～⑤、物件番号⑥共通】
a: 公租公課に滞納がないこと b: 借入金金を払はること c: 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に該当しないこと
- (2)次に該当するときは申込全部を無効といたします。
①自己以外の名義を借用して申込をしたとき。②申込書に虚偽の内容を記載したとき。
③その他不正な手段で申込をしたとき。

申込方法

(1)申込書の配布

- ①日時/令和8年6月26日(金)～令和8年7月31日(金)
*時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。
- ②場所/安平町役場 総合庁舎 政策推進課(庁舎2階)
*申込書は、安平町ホームページからダウンロードすることができます。

(2)申込書の提出

本要領に添付の「町有地売却(公募)申込書兼受付書」を申込者が持参して提出してください。ただし、安平町以外にお住まいの方は郵送での受付も可とします。なお、申込者以外の方へ所有権移転登記は行いませんので、夫婦などで共有名義登記を予定されている場合は、あらかじめ連名でお申し込みください。

(4)申込期間

- 令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)
*受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。*郵送の場合は消印有効とします。

(5)申込先

安平町役場 総合庁舎 政策推進課(庁舎2階)〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 電話0145-22-2751(政策推進課直通)*電話による申込の受付はいたしません。

【お問合せ先】〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町役場 政策推進課 電話:0145-22-2751 メール:m-suishin@town.abira.lg.jp